

Money&Investment

2014年度の税制改正法案では、個人の節税を封じ、内容が目立つ。消費税率の引き上げに加え、給与所得控除の縮小など増税が相次ぐ。今、節税の道も狭まれば、家計の負担感さらけに増しそうだ。

「個人の税負担は今後増える一方だ」(EY税理士法人の阿部晋也公認会計士・税理士)。開会中の国会で審議中の税制改正法案について税理士ら専門家の見方は一致する。

4月からの消費増税は既に決まっている。加えて来年度の税政改正法案で給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられる(表A)のを知っている人は多いだろう。年収1000万円以上の人を中心に家計の負担増につながる項目は多い。

相続で負担感増

さらに注意したいのは増税の陰で、制度的に認められてきた節税を封じ、申告漏れを抑制する内容が盛り込まれている点だ。消費増税で負担が増す低所得層からの不満を和らげる狙いもあるが、相続や資産運用に影響を与えるのは事実だ。

「相続税の納税資金の確保策を見直す必要がある」(税理士法人プライスウォーターハウスクーパースの小林和也公認会計士・税理士)。関係者からこんな指摘が目立つのが相続した土地を譲渡(売却)する際の税優遇の縮減だ(表B)。土地を譲渡して得た所得には所得税と住民税がかか

個人の節税 狭まる道

給与所得控除の上限は段階的に引き下げられる

	現行	2016年分の所得税	2017年分以降の所得税
上限額が適用される給与年収	1500万円	1200万円	1000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

(注)住民税は2017年度分から段階的に引き下げ

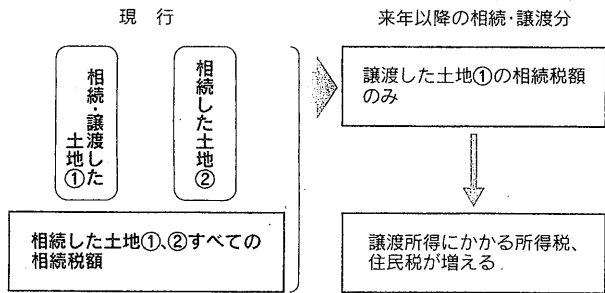
相続した土地の譲渡時の所得税は15年から厳しくなる

土地の譲渡所得の計算の仕方

$$\text{譲渡収入金額} - \text{譲渡費用} - \text{特別控除額} = \text{課税譲渡所得金額}$$

(注)譲渡費用は不動産仲業者に支払う売却手数料。特別控除額はマイホームの場合は3000万円

取得費に加算できる相続税額は…



ゴルフ会員権の譲渡所得は優遇されていた

資産の種類	給与・事業所得との損益通算
ゴルフ会員権	可能(3月までの譲渡分)
マイホーム	可能(2015年末まで)
マイホーム以外の土地や建物	不可能
株式、債券、投資信託	不可能
家財、自動車、美術品、別荘など	不可能

ゴルフ会員権の譲渡損益の計算方法

$$\text{譲渡収入金額} - \text{取得費} - \text{譲渡費用} = \text{譲渡損益}$$

これがマイナスならば給与所得などと損益通算できる

(注)取得費は購入代金、譲渡費用は会員権業者に払う手数料など

(編集委員 後藤直久)

財産譲渡時の優遇縮む

「ただし現在では、相続した土地を譲渡した場合は別だ。相続税申告期限後3年以内という条件付きだが、譲渡収入から差し引く取得費(土地取得代金など)に売却する土地の分だけ減らさず、相続した土地の分だけ減らす。その結果、譲渡所得がゼロになり、所得・住民税

負担がなくなることも。売却資金をまるまる納税資金にできた人が少なくなかった(税理士の藤田武美氏)。だが、今回の改正案では実際に売却した土地に対応する相続税しか取得費に加えられなくなり、所得・住民税がかかるケースが増える。対象は来年1月以降に相続した土地の売却分から、複数の土地を相続する人は心に留めておこう。

「当局が個人の国外財産把握を強化する動きの一端(税理士法人トーマツの小林正彦税理士)と専門家が注意喚起するのは、国外送金等調書制度の拡充だ。現在は1回当たり100万円超の国内金融機関への入金、国外金融機関への送金がある場合、入送金の年月日、金額、理由などを金融機関が税務当局に提出している。当局は来年1月からは国内口座と国外口座間の有価証券の移動についても、証券会社に種類や金額などを調書で提出させる。

「このままに抱えた財産の損失を軽減する税制優遇にも変更が加えられた。ゴルフ会員権の譲渡(売却)損失の扱いだ。現在はゴルフ会員権の譲渡収入から会員権の取得費、さらに譲渡のためにかかった費用を差し引いた金額が赤字なら、会

社員の場合は給与所得などと損益通算でき、所得税の還付を受けられる可能性がある。それが改正により4月以降の譲渡分から認められる。これは「最後のチャンス」として売却に動く個人は多いようだ。中でも目立つのは親子や友人、知人間で売買する動き。これが税務当局から目を付けられやすい。

もっとも、ゴルフ会員権は3月までに譲渡して発生した損失は、節税に活用できるため、「最後のチャンス」として売却に動く個人は多いようだ。中でも目立つのは親子や友人、知人間で売買する動き。これが税務当局から目を付けられやすい。

「これまでに抱えた財産の損失を軽減する税制優遇にも変更が加えられた。ゴルフ会員権の譲渡(売却)損失の扱いだ。現在はゴルフ会員権の譲渡収入から会員権の取得費、さらに譲渡のためにかかった費用を差し引いた金額が赤字なら、会

社員の場合は給与所得などと損益通算でき、所得税の還付を受けられる可能性がある。それが改正により4月以降の譲渡分から認められる。これは「最後のチャンス」として売却に動く個人は多いようだ。中でも目立つのは親子や友人、知人間で売買する動き。これが税務当局から目を付けられやすい。

国外送金は注意

「当局が個人の国外財産把握を強化する動きの一端(税理士法人トーマツの小林正彦税理士)と専門家が注意喚起するのは、国外送金等調書制度の拡充だ。現在は1回当たり100万円超の国内金融機関への入金、国外金融機関への送金がある場合、入送金の年月日、金額、理由などを金融機関が税務当局に提出している。当局は来年1月からは国内口座と国外口座間の有価証券の移動についても、証券会社に種類や金額などを調書で提出させる。

ゴルフ会員権も…

「このままに抱えた財産の損失を軽減する税制優遇にも変更が加えられた。ゴルフ会員権の譲渡(売却)損失の扱いだ。現在はゴルフ会員権の譲渡収入から会員権の取得費、さらに譲渡のためにかかった費用を差し引いた金額が赤字なら、会

社員の場合は給与所得などと損益通算でき、所得税の還付を受けられる可能性がある。それが改正により4月以降の譲渡分から認められる。これは「最後のチャンス」として売却に動く個人は多いようだ。中でも目立つのは親子や友人、知人間で売買する動き。これが税務当局から目を付けられやすい。

もっとも、ゴルフ会員権は3月までに譲渡して発生した損失は、節税に活用できるため、「最後のチャンス」として売却に動く個人は多いようだ。中でも目立つのは親子や友人、知人間で売買する動き。これが税務当局から目を付けられやすい。